

国民健康保険に係る公費負担の増額を求める意見書

国民健康保険の都道府県化が平成30年4月から開始されました。厚生労働省は、平成27年2月に国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議（以下、「国保基盤強化協議会」という。）が行われた際に、国民健康保険に対し毎年約3,400億円の予算確保の対応を行うことになりました。

この国保基盤強化協議会では、「協会けんぽ並みの保険料負担率まで引き下げるには、約1兆円が必要」との認識が地方から示されていました。

国民健康保険法第1条は、「国民健康保険の目的は社会保障」と定め、国の責任を明記しています。国民健康保険の保険料負担率が、高いという構造的問題は、国が責任を持って解決するべき課題です。この度の国民健康保険制度改革の趣旨も、国が新たに公費負担を行い国民健康保険の構造的問題の解決を図るとされていました。

現在の市町村は、厳しい財政事情の状況下にあります。そのなかで、国民健康保険の構造的問題の解決を図るためには、国の公費負担の増額が、どうしても必要です。

よって、安定した国民健康保険制度の運営のために国と埼玉県に対して公費負担の増額を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、埼玉県知事